

一般社団法人日本戦没者遺骨収集協会

印章取扱規程

規程第 1 号

平成 28 年 4 月 6 日

第 2 回法人設立連絡会議決定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び種類)

第 2 条 この規程の印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印鑑で、その印鑑を押すことにより当該文書当等が、真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。

- (1) 代表理事実印（「一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会」及び「代表理事の印」と篆刻し、法務局へ印鑑登録をし、契約書及び金融機関との取引に用いる印鑑とする。
- (2) 団体名の角印（「一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会」と篆刻し、対外的な文書発出の際に使用する。契約書類に実印と併用することもある。）
- (3) 団体会長の角印（「一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会会長の印」と篆刻し、会長名の文書発出及び辞令発令に用いるものとする。）

(印 影)

第 3 条 印章の印影は次のとおりとする。(印影そのものは省略)

- 1 号登記印 直径 20mm の二重丸とし、外枠に団体名、内枠に代表理事の印と篆刻
- 2 号角印 一辺 30mm の正方形とし、団体名を篆刻
- 3 号角印 一辺 50mm の正方形とし、団体会長の印と篆刻

(印章の作成)

第 4 条 印章の作成、改刻又は廃止の必要が生じた場合は、会長が決定する。ただし、設立時における第 2 条 (1) 及び (2) の印章は、連絡会議の決定に基づき事務的に作成する。

(管 理)

第 5 条 それぞれの印章の管理者は次のとおりとする。

- (1) 代表理事の実印の管理は専務理事が行う。
- (2) 団体名の角印および団体会長印の管理は、代表理事（専務理事）が指名した者が行う。
2. 印章管理者は、印章が不正に使用されないよう、施錠できるところに保管して管理しなければならない。
3. 銀行預金通帳等、金銭の引き出しが可能な書類を管理する者と当該通帳の届け出印は、必ず別人が管理しなければならない。出張等により管理している者が事業所を離れる場合であっても、「印鑑、通帳、別人管理」は、必ず守らなければならない。

(使 用)

第 6 条 印章の押印を受けようとする者は、当該文書の決裁書を添えて印章管理者に提出し、押印を請求するものとする。ただし、印章管理者の許可を得た場合は管理者に代わって押印することができる。

(事故の報告)

- 第 7 条 各印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、その管理者は、印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長、副会長及び専務理事に報告しなければならない。
2. 印鑑登録した実印の事故については、直ちに関係機関に届け、金員の盗難を防いだのち、前項の報告をしなければならない。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。
平成 28 年 11 月 14 日一部改正